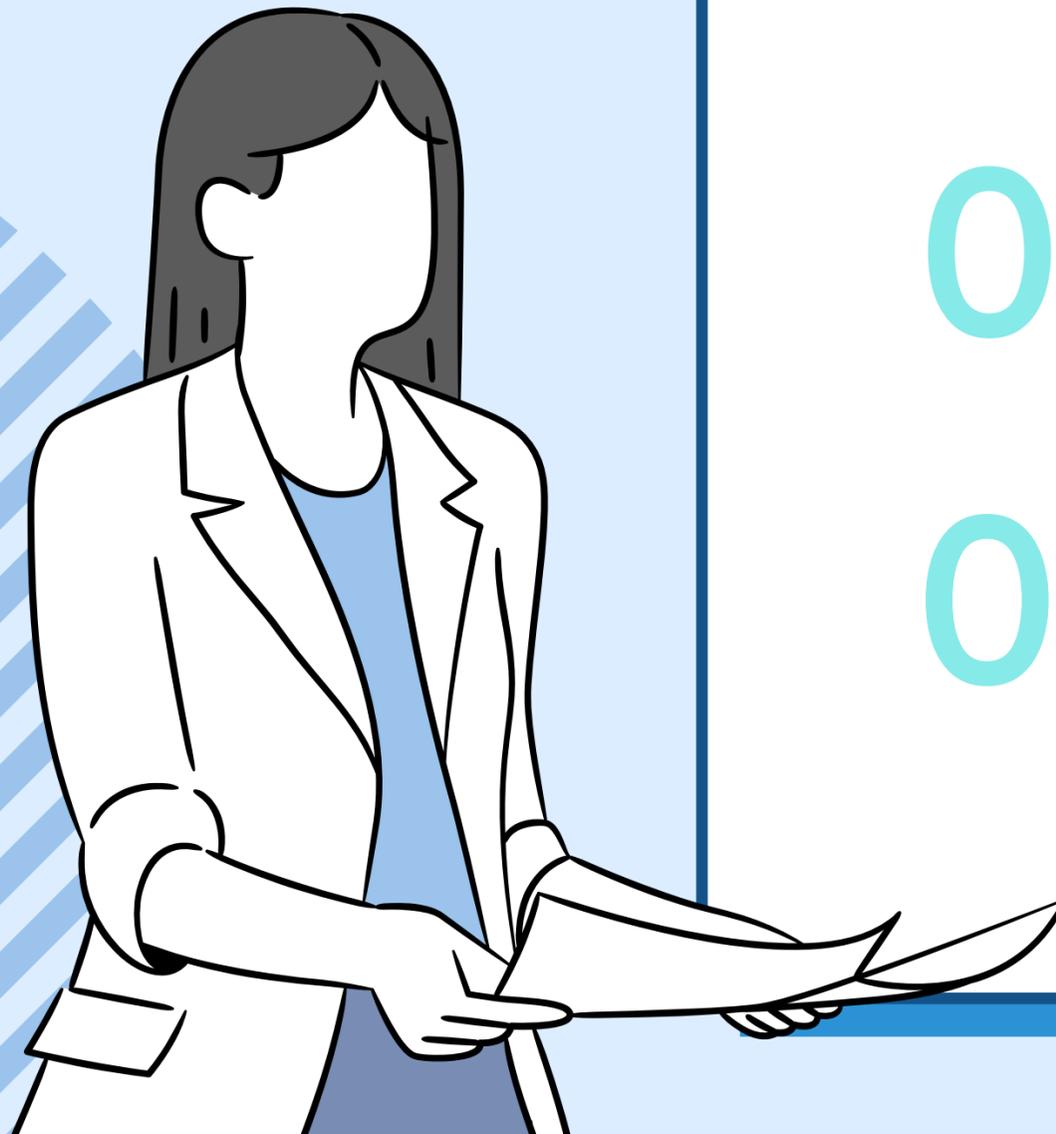


01

対象要件

テレワーカー向け

移住支援金の対象要件



01.

移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること

02.

移住理由が転勤・出向・進学ではなく、5年以上継続して居住する意思があること

03.

移住前のテレワーク業務を、移住後も引き続き行うこと

移住支援金の支給額

複数世帯

100

万円/世帯

単身世帯

60

万円/世帯

子育て加算

(東京圏)

100

(東京圏以外)

30

万円/人

支給額、子育て加算の有無などは市町村によって異なることがあります。

※東京圏とは、住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ）のうちの条件不利地域の指定区域を含む市町村以外の地域に在住し、東京23区内への通勤していたこと。また、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住または前述の地域に通勤していたことを指す。

主な提出書類



●共通

- ・住民票の除票又は戸籍の附票
- ・誓約書

●雇用されている場合

- ・就業証明書

●個人事業主・法人経営者

- ・就業証明書
- ・開業届出済証明書
- ・業務委託契約書 など

※提出書類、テレワーク要件の有無などは市町村によって異なる場合がありますので、事前に市町村にお問い合わせください。

支給までの流れ

01

確認

ご自身が移住先の市町村において、対象要件を満たしているかを確認します。

02

書類をそろえる

指定された書類をご準備ください。

03

申請

市町村窓口にて、書類をご提出ください。

※住民票を移してから
1年以内に申請が完了する
必要があります。

04

支給

移住支援金が市町村から支給されます

